

第 8 回 100条調査特別委員会

日 時	令和4年12月26日（月）			午後1時30分 開会
				午後2時49分 閉会
出席委員	委員長	丹尾 廣 樹	副委員長	帰山 明 朗
	菅原 義 信 木村 愛 子 奥村 義 則 江端 一 高 林下 豊 彦			
欠席委員	—			
オブザーバ ー	議長 石川 修			
	副議長 佐々木 一弥			
弁 護 士	井花 正 伸			
事務局職員	議 会 事 務 局 長	九 島 隆		
	議 会 事 務 局 次 長	熊 野 正 章		
	議 会 事 務 局 参 事	高 橋 藤 憲		

開会 午後1時30分

○委員長（丹尾廣樹君） ただいまから第8回100条調査特別委員会を開会いたします。

さて、本日も報道機関および一般の方から傍聴の申出があります。鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしとのことで、入室を許可することといたします。

なお、委員外議員につきましては、鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、入室は認められております。

では、傍聴人の入室をお願いいたします。

（報道機関、傍聴人入室）

○委員長（丹尾廣樹君） それではまず、事前協議を行います。

100条調査特別委員会開催時の報道機関による撮影および録音につきましては、委員会の判断に委ねられており、今回も報道機関から事前にカメラ撮影および録音の申出がありました。

本日は、証人喚問がなく、証人に意見を求める必要がないので、報道機関による撮影および録音につきましては、許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしとのことで、本日は、報道機関による撮影および録音につきましては、許可することと決しました。

なお、傍聴人に申し上げます。

鯖江市議会傍聴規則に基づき、傍聴人は撮影および録音などは禁止となっておりますので、よろしくをお願いいたします。また、同規則に基づき、傍聴人は、私語を慎み、会議の妨害となるような行為は固く禁じていますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項1、次回以降の委員会での証人喚問につきまして協議し、決議してまいりたいと思います。事前に各委員から御意見をいただいているところでありますので、順に協議してまいります。

まず、鯖江市長 佐々木勝久氏ですが、質問事項、日時、場所について、これから御説明を申し上げます。質問事項につきましては、事前に提出のあるものを中心に、1点目、新ごみ焼却施設の建設に係る入札予定者との関わりと関連企業への下請要請および入札までの一連の動き全般について、2点目、清水組との面談とその内容について、3点目、清水組に荏原組への下請要請について、4点目、他市町組合議員への多数派工作について。また、日時につきましては、1月13日金曜日午後1時30分から、場所は、ここ全員協議会室にて行うこととなっております。

これにつきまして質疑はありませんか。

木村委員。

○14番（木村愛子君） 今は1月13日とおっしゃったんですね。

○委員長（丹尾廣樹君） はい。

木村委員。

○14番（木村愛子君） それは、午前と午後と、どんなふう。

○委員長（丹尾廣樹君） 午後1時30分から予定しております。

ほかにありませんか。

もう一度、日時を申し上げます。令和5年1月13日金曜日午後1時30分からでございます。

ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、採決いたします。

鯖江市長 佐々木勝久氏については、令和5年1月13日午後1時30分から、全員協議会室にて、質問項目については、1点目、新ごみ焼却施設の建設に係る入札予定者との関わりと関連企業への下請要請および入札までの一連の動き全般について、2点目、清水組との面談とその内容について、3点目、清水組に荏原組への下請要請について、4点目、他市町組合議員への多数派工作について、以上4点とし、議長に対して証人出頭要求することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員であります。

よって、鯖江市長 佐々木勝久氏については、令和5年1月13日金曜日午後1時30分から、全員協議会室にて行うこととし、議長に対して証人出頭要求することに決しました。

次に、福井工業高等専門学校の准教授、奥村充司氏ですが、これにつきましては、質問事項、基本構想策定委員会などの委員長として、入札までの事務局の一連の動きについての見解ということで行いたいと思います。また、日時、場所についてでございますけれども、予定につきましては、1月13日午前10時からと予定しております。そして場所については、全員協議会室で行いたいということでもあります。ただ、これにつきましては、まだ未定の部分もございます。また、確定につきましては、一応、こういう内容で委員のほうから出ておりますので、一応の喚問予定者ということで行いたいと思っております。

これにつきまして、質疑はありますか。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） 今ほどの福井高専の奥村准教授の予定は、まだ未定ということですか。確定ではないんですね。

○委員長（丹尾廣樹君） 一応、予定のところには入れてありますけれども、まだちょっと未確定部分もございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

木村委員。

○14番（木村愛子君） 日程が未確定ということですか。証人でお呼びするということは、もう奥村先生に来ていただくこと。先ほどおっしゃったのは、今、日程が13日の午前中

あたりを予定しているけれど、そこがまだ未確定というふうに理解すればよろしいですか。

○委員長（丹尾廣樹君）　そうです

○14番（木村愛子君）　はい。

○委員長（丹尾廣樹君）　先ほどの市長につきましては、日にち、時間、場所、それから尋問項目、一応決められましたけれども、あとの方につきましては、今、出頭を求める証人予定者としては、今ほどの高専の奥村先生と、それから、越前……。皆さんのほうからそこらのところの出頭を求める証人についての案がまだ未確認という形になっておりますので、また改めて、皆さんからそこらの部分の提出をお願いできないかなど。今のところ、一人一人確定していきたいと思っておりますけれども、福井高専の准教授の奥村充司氏につきましては、出頭要求をすることに賛成の方の挙手を求めたいと思っております。

○8番（帰山明朗君）　確認なんですけど、出頭を要求するときに、委員会で議決するときには、基本的に出頭請求をお願いする対象者の氏名を議決して、そのときには同時に日時、場所等も併せて議決するというのを、これまで慣例としたと思うんですけども、奥村さんと呼ぶということは委員会として合意しておこうということなのか、今、日時を除いて呼ぶということを議決されようとしているのか、そこら辺だけ手続上ちょっと教えていただけますか。

○委員長（丹尾廣樹君）　今のところは、まだ日時が確定ではないために、一応、出頭要求の証人として、委員の皆さんが出頭要求者として認めるかどうかということで決を採りたいなど、こういうふうに思っております。

○20番（菅原義信君）　要は、相手が確認取れていないからという意味ですか。

○委員長（丹尾廣樹君）　そうです。

木村委員。

○14番（木村愛子君）　これまでも、相手方の御都合は確認しないで日程等はお願いしてきて、堀田さんとか、三野さん等——自分、そこら辺のところ、やむを得ない事情でこの委員会決議に加わらせてもらうことはできなかったんですけど、そういう決めてきて、今、先ほど委員長がおっしゃったのは、13日の午前中を奥村先生で、議長から出頭請求をしていただいて、先生から戻ってきた返事を受けて、また、さあこれは駄目だ、どうしようかという運びになるということは、これまでの、今まで証人喚問をお願いしようと言っていた方の決め方、流れの中でも、そういうふうなことはあったことですから、ある程度どこか押さえていかないと、決まるものも決まらないんじゃないかなど、木村の意見としては思うんですけども、先ほどおっしゃいました13日で一応、議長に公文書を出していただくということで、賛成かどうかというふうに諮っていただけたらと思うんですが。

○委員長（丹尾廣樹君）　休憩します。

休憩　午後 1 時49分

再開　午後 1 時52分

○委員長（丹尾廣樹君） 再開します。

今、証人喚問の相手、出頭を求める証人の決議ということでやっているわけですが、出頭を求める証人につきましては、ここで決定することと同時に、先方の日程調整というのも当然必要になってくるわけです。だから、それが前提として、ここで出頭を求める証人を決めなきゃいかんということになります。それで、ここからは、出頭を求める証人ということでまず議決すべきかどうかというお話になるわけですが、一つ一つやる場合にはやっぱり出頭を求める証人としての議決をここで一応採りたいなど、このように思うわけです。

当然、出頭を求める証人であっても、当然、証言を求める事項と、それから、出頭を求める日時、場所についても、やはり証人とのいろいろ——外部の方ですので、そういった部分の調整が必要になってきます。それで、今日は出頭を求める証人ということで、皆さんの採決というか、賛成の方の……、これが議決されるかどうかというのをやりたいと、こんなふうに思うところがございます。

それでは改めて、福井高専の準教授の奥村充司氏に証人出頭要求するということに対して、賛成の方の挙手を求めたいと思います。

（挙手全員）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員であります。

よって、奥村充司氏については、令和5年1月13日、あと時間がちょっと入ってきますけれども、全員協議会室で証人喚問する証人として決しました。

○1番（林下豊彦君） 違うじゃないですか。聞かれたことと決まったことが違うと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 日にちの件につきましても、ちょっと未定ということで、ごめんなさい、ここの部分は省略してください。訂正します。

そういうような形になります。

それでは次に、協議事項2、その他に入りたいと思います。

（発言する者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） はい、木村委員。

○14番（木村愛子君） 今、委員会の合意ということですが、先生との交渉は、委員長とか事務局がしていただけたと思いますので、逆に言ったら、一番、井花先生にも御同席いただきたい100条委員会ですので、井花先生の御都合に合わせて、委員長と事務局とがきちんと相談の上、私ら委員としては、どの日のどの日のということじゃなしに、お任せしていきたいというふうに思いますけれども、それぐらい悠長に構えている時間はないんでないのかなと思いますので、お任せしていきたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 一応、内容につきましては、決定事項が、今日ではちょっと無理かなというようなこともありますので、一応、証人出頭要求につきましては、この奥村先生に行くという形で行いたいと思いますけれども、最終的な変更もあり得るので、一応、1月5日に協議会を持ちたいなと思っております。場合によっては、1月5日を委

員会に変更するということがあります。

13日の喚問の日の予定者という部分について、再度、ここでも決めていく可能性もありますので、時間なんかも決めていきたいなと思っていますので、よろしくお願ひします。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 今、5日の日が話に出ましたけども、5日で決定されるというのは分かりますけども、この日が1月13日、奥村先生が都合が悪いということになれば、午前中余るんですね。ですから、そういうような部分で、ほかの人、呼ぶべき人を今ここで決めなあかんのじゃないんですか。それは必要だと思いますよ。

○委員長（丹尾廣樹君） 今の奥村先生と同じような格好で、例えば、今の奥村委員——ややこしいですけど、奥村委員の考え方というのは、それは当然のことだろうと思います。奥村委員は、この日にどういうふうなことを考えておられますか、予定で。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 越前町の佐々木一郎副議長、あるいは福原議員です。

いずれにしても、この日に呼べなくても、このお二人は、次回になるか分かりませんが、証人喚問すべき人だと思いますので、その辺も採決していただきたいというふうに思います。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかに、この件で。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） なかなか、それぞれに日程があることですので、証人の喚問の日を決めていくのは調整しなあかんことやということは十分理解しますし、奥村委員が今おっしゃったことも理解した上ですけど、既に委員会として次の証人として呼ぶべきだと、出頭要請をかけている堀田氏、そしてあと三野氏、その人について、まずきちんと日程を調整して、交渉して、その日にできないかということを前回から引き続きやっていくことがまず第一義であって、その後に、また次の証人を呼ぶ必要が出てきたら考えるということでもいいんじゃないかなというふうに思います。先ほどお名前が出た人を否定することではないんですけど、次にということであれば、先にもう出頭要求すると決めていたその方、そして、証言の重要性からいっても堀田氏にお願いできたらなというふうに考えてはおります。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかに御意見ありますか。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） この委員会で真実を明らかにする内容ですね、つまり清水組に対して、最初に神鋼と組んで入札に参加したらどうかと要請、その事実、これは清水組に関しては、この間来ていただいて、そういう事実がありましたよというようなことを言われました。

それともう一つは、清水組に対して、荏原組への下請要請、この事案、これもあったというふうな証言がありました。ですから、これに関しては市長に尋ねるといのは、

今、市長、決まりましたよね。

そしてもう一つは、池田町に行って多数派工作、これなんですね、真実を明らかにするのは。ですから、そこに加わっている佐々木副議長、あるいは福原議員、当然ここが第一義、優先になるというふうに私は考えます。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにありますか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 繰り返しになりますけれども、既に委員会で全会一致して呼ぼうとした人を先に呼んではどうかという提案でありますので、これから決めていこうとする人とは、やっぱり順番が違おうと思っておりますし、証言の重要性であったり、内容については、そのときに、今、当該の証人に対してもる議論がありましたので、繰り返すことは避けましても、そのときにも、その方に証言いただくことの重要性については、全会一致で委員会で決めたものと思っておりますので、日程調整をどのように図っていくかということであれば、既に議決を全会一致で行った証人に対して、先に行っていくということを申し上げているところであります。

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員。

○2番（江端一高君） 証人喚問に関しましては、やはり森川証人が証言されました内容の裏づけをきっちり取って、次の段階に進むべきというふうに考えますので、そのときに発言されました神鋼側の営業マンとして名前が挙がりました方、また、入札不参加を決断された現場のトップだと言われた方の証人喚問を先に行って、森川証人の証言の裏づけをきっちり行った後に、次の方をお呼びするべきだというふうに私は考えます。

ですので、高専の奥村准教授をお呼びすることに反対をするわけではありませんが、順番が違おうというふうに私は考えます。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかに御意見ありますか。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 何遍も言いますが、この委員会でやらなければならないこと、それは3つですよね。ですから、その3つに対して、まずやるべきことが最重要です。午前中の協議会の中で、木村愛子委員が井花弁護士さんに尋ねました。一応、この委員会で議決されました三野さん、堀田さんに関しての話ですけれども、やはりそれを後回しにしてもいいのではないかと。それもできますよというようなことをおっしゃいましたので、やはりこの委員会のやるべきこと、それを第一義と考えてやっていただきたいというふうに、委員長、思います。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） そういうこともあれなんですけども、一応、今の案としては、堀田氏、三野氏につきましては、あくまでも呼びかけというか、そういった部分はしていかなきゃいかんだろうということがあります。ただ、今までもそうでしたけども、非

常に予定とかいうようなことで抵抗があって、なかなか日程が決められないと。そういったことで、その日に2人喚問したかったけれども、結果として1人になったというようなことも2回ほどありました。そういったこともありまして、こういった方につきましては、呼びかけという部分が大事だと思いますけれども、こちらのほうの日程は、もうこの日という形で決め打つところもありますので、そこらのところであまり無理できんかなという部分もございます。一応、呼びかけますけれども、13日につきましては、もう一方というんかね、市長と奥村先生ということと、あともう一方ぐらいは入って来れるかなとも思いますけれども、今、言われている4人につきましては、ちょっとどうなんかなとも思います。

質問項目の長さというんか、短いことで入れられるということであれば、またそういうようなことも考えられますけれども、そこらのところだと思います。

木村委員、何か。

○14番（木村愛子君） 今、委員長、いみじくも質問内容によってはというようなことをおっしゃられましたからですけれども、佐々木市長に13日の午後からお願いしようというのは、それで皆さん全会一致で決まりましたけど、あとはもう年明けてからは、今5日あたりを協議会とか委員会にするかとか、委員長としては、進行のところで流動的な御発言もありましたが、6日、10日、12日までの間に、もう佐々木一郎議員とか福原議員の証人もお願いしたらどうでしょうか。要するに、今、ここで委員会で決めて、そして、議長に公文書を出していただくという作業が残っているわけですから、やっぱり、順番どうのこうのって言うよりも、証人喚問で出ていただこうと、証人を受けようと。私たちが発言をもらおうという方は、やっぱり井花先生の御都合に合わせて日程決まってくるわけですから、限られた日程をどう活用していくかということとで審議を進めていただけると、進み方が早いんじゃないのかなと思うんですけれども。

○委員長（丹尾廣樹君） 今、木村委員さんの案としては、例えば、越前町の佐々木一郎副議長とか、福原議員ですね、これをもうちょっと前の日程のところまで委員会ということで喚問の証人に加えたらどうかという案が出ました。こういうような案も出ていますけれども、いずれにしても日程の部分で……。これについては皆さんどういうふうに考えられますかね。もう、例えば、佐々木一郎副議長とか、福原議員につきましては……。奥村委員。

○10番（奥村義則君） 今、奥村先生に関しては、出頭要求、皆さん賛成しましたよね。賛成したんです。そのほかの人に対しての出頭要求をどうするかというのをまた決めてください、日にちは別として。

○委員長（丹尾廣樹君） では、1人ずつ、一遍、聞きたいと思います。

越前町の佐々木副議長、この方を証人出頭要求することに賛成の方の……

○8番（帰山明朗君） 誰々を諮っていかれるのか、どういう基準で、多数決で多数を取ったら、何人まででもこう決めていくのか……

○委員長（丹尾廣樹君） 今、言われているのは、あとお二人の方を、今、木村議員が出

されたんで、佐々木議員と福原議員、この2人を、今、決定するかどうかだけを決めたいなと思っています。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 少し意見を言ってから賛否を問うのであれば、賛否に回りたいと思いますけれども、先ほどおっしゃられたとおり、例えば福原議員については、今回の動議の2番目の中で、他議会に行かれて工作したという当事者でもありますので、いずれ出頭してもらったり、いろいろ御意見を聞かなあかんのだろうと思っています。

しかしながら、既に記録を提出して、反訳をいただいた中で、そこに行かれた池田町で話された内容については、我々は、反訳書を見てある程度承知している部分でありますし、先日の玉邑証人の中でも聞いているので、証言はしていただくにしても、もう少し後でもいいだろうと。私自身は、一番聞きたいのは、やっぱり森川証人の公正取引委員会に出された文書の事実確認の中で、少し……。これは、これまでの森川証人、清水証人の証人喚問の中でも同様の質問をしたことに対比させてもう一回確認したいと思うのが、努力した営業内容の数々が漏えいされたという事案。そしてもう一点は、組合から出された書類に提案した内容が反映されなかったこと。そして、議会への資料の中で不適切に何か所も改ざんされた形跡。漏えいであったり、書類への提案内容の不反映であったり、不適切な改ざんについてが、結果的に神鋼さんが応札しなかった理由だというふうに断じていらっしゃるの、その部分についての事実関係を確認するための証人は極めて重要に考えております。

その中で、森川証人がこのことについて承知していらっしゃるの、今、呼ぼうとしている証人である、もしくは清水証人についても技術的なことを私は承知していないということでしたので、極めて重要な証人であると考えてる中で、呼ぶべきだというふうに申し上げて、既にこの委員会の中でも議決をしているということでもありますので、空いている日程のところ誰かを入れていくということであらうと調整するということであれば、調整すべきは既に当委員会でも議決した、その方に対しての調整を行っていくことだというふうに感じます。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） 今、何人かの証人として出席していただくという要請の問題と、それと、そのうちの優先順位ということがあるわけですが、5日にもう一遍100条委員会を開くということだったら、それまでの間に、ここに招致できる可能性があるのかどうかという、その経過はたどることができるんじゃないですか。

それと、5日の時点で、例えば13日に、もし今、名前が挙がった奥村先生が不可能だということであるならば、その代替りの人を5日の時点でもって議決して——ここでやってもいいのかもしれないけれども、しかし、その時間に予定に組むという、そういう方法だってできるんじゃないですか。5日から13日だったら8日間あるわの。そうすると、手続としては、できるという日程だと思うんやつの。そういう方法というのはできませんかね。

- 委員長（丹尾廣樹君） できると思います。
- 20番（菅原義信君） だから、やっぱり全体の合意で進めていくということも大事ですから。無駄のないように。
- 委員長（丹尾廣樹君） そうですね。

木村委員。

- 14番（木村愛子君） 佐々木一郎さんに関しては、この間、清水会長の証言のときに出てきていたかなと思いますので、多数派工作で8月に動いたんだらうということ、この委員会の証人喚問の中で、新たに出てくることでもありますので、8月25日ですか、組合議会のための工作についてだけじゃなくて、今ここに質問項目の質問内容で案が出ておりますけれども、そこは併せて必要なことだろうと思いますので、もう反訳テープがあるからどうのということではないのかな、清水会長の証言で新たに浮上したことかなと思いますので……

（発言する者あり）

- 14番（木村愛子君） 誰やったっけ……ああ、じゃ、はい。
- そこらあたりのところ、証言を得て出てきているという流れというのは、新たな事案が起きてきても仕方がないんじゃないのか、当然のことじゃないのかなと思います。

- 委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

- 10番（奥村義則君） 今回の調査、1点目、新ごみ焼却施設等整備・運営事業の経緯と疑義に関する事項。2点目、玉邑哲雄市議会議員と福原敏弘市議会議員および鯖江広域衛生施設組合事務局職員による他市町議員への働きかけ工作事案に関する事項、これが主に我々がやるべき内容なんですって。

ですから、確かに、三野さんとか堀田さんの件、この委員会で議決しましたけども、この部分が一番合っているのは、今、私が言った佐々木副議長、そして福原議員、この2名は先に呼ぶべき案件だというふうに思います。そして、三野さんとか堀田さんに関しては、もうなくすということではなくて、また事務局を通じて調整をしてもらうということだというふうに思います。

- 委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

- 8番（帰山明朗君） それぞれの意見の、調査を進めるに当たっての思いであったり意見があるのは当然だと思っていますし、その中でしっかりと調査を進めるということは大事だというふうに、各委員の意見に共感もしますし、同感もしています。そんな中で、先ほど菅原議員からお話が出たように、実務的にやっぱり委員会を前に進めていくためには、証人で名前の挙がった人の、次1月5日に例えば協議会を開くのであれば、それまでに日程の確認であったりとか、できることは進めておいて、その中で改めて集まったときに、具体的に呼べる人を呼べる日に決めていくという方法も極めて実際的ではあると思っていますが、その点についても併せて協議して決めていけばいいのかなと思います。

- 委員長（丹尾廣樹君） 今、帰山副委員長からもちょっとありましたけども、実際のと

ころ、呼べる人という部分については、重要度ということで皆さんの合意があったわけです。それと、もう一つ肝腎なのは、やっぱり前に進めるということも重要なことで、呼ぶべき人というのは、それぞれ委員さんの思いが違うとは思いますが、そういった中で、結局、呼んでもなかなか合わないというような形で、そこに実務的に前に進まない、空白ができてしまう、これも非常に残念なことであります。そういったところにおいて、一応、奥村議員さんの意見というのは、そこに2つの、今の我々のミッションですけれども、その中に、あと佐々木一郎副議長と福原議員を入れればいいんじゃないかと、もう先に入れたほうがいいんじゃないかという意見なんで、そこはいろんな意見の相違もあるとは思いますが、一旦平等に、手順というか、こちらのほうも事務局を通じて十分、かなり何回となく努力して、なかなか来れない証人もあったということなんで、これを消すわけではありませんけれども、こういったことを入れながら、今度は事務的に前に進めなきゃいかんという部分もあるので、私も、今、佐々木副議長と、それから福原議員を入れることに、皆さんの賛同を得たいなど、こんなふうに思うところでございます。

よろしいでしょうか。

○20番（菅原義信君） ちよっともう一遍。ちよっと俺、耳悪いんで。

○委員長（丹尾廣樹君） 佐々木一郎副議長と、それから福原議員を一応、証人喚問として決定しておいてほしいなど。

○20番（菅原義信君） 日程はまだ未定やという意味。

○委員長（丹尾廣樹君） そうです、未定です。未定ですけれども、こちらのほうで、やはり、その日にちに空白ができるというのが一番もったいないことなんで、非常にそこらのところ、こちらのほうで努力の部分を期待していただきたいなど、こんなふうに思うところです。

今、もし、皆さんもそうだとということであれば、一応、決を採りたいなど思っております。一人一人採りたいと思います。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 証人出頭の中で、日時を決めずに、誰を呼ぶってだけ議決するということは、基本的にルール上、ない話ではないんでしょうか。そんで議決するんじゃないかと、次に証人になる可能性があるということで、るる日程のことであるとか、いろいろと調整した中で、次に議決していく準備をしたりとか、検討する材料にしていくということであれば理解できるんですけども、呼ぶってもう議決してしまうということであれば、もう日時等も含めて決めていくのがルールなんだろうと思いますし。その点については先ほどから協議してて、5日の協議会の中で話したらどうだろうかというふうにお話ししていた部分ではないかというふうに理解しています。

○委員長（丹尾廣樹君） 委員会での喚問予定者の決定というのは、非常に重いものがございます。だから、事務局もやはり決定前に、そういった部分で、日程の調整を図るといことは非常に難しいんじゃないかなと私も思います。事務的にも難しいと思います。

だから、そういうある意味の必死さといいますか、そういう重さといいますか、そういったものを皆さんからもいただきたいなど、こんなふうに思うところでございます。

木村委員。

○14番（木村愛子君） 井花先生にお尋ねしたほうがいいかなと思うんですけど、何をここで調査するかということが問題なんであって、その日程とか順番は、やっぱりこの重要案件で順番は決めていくんだと思うんです。今は、何月何日にこの方と呼ばうということが決まらない限り、次に進まないというものなんですか、先生。やっぱり、このことを調査していこうということが決まれば、この委員会の中で、じゃ、誰を証人をお願いしようということは決めていけるんじゃないのかなと木村は思うんですけど、委員長、先生の御意見を聞いてみてください。

○委員長（丹尾廣樹君） 休憩します。再開はこの時計で40分をお願いします。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時40分

○委員長（丹尾廣樹君） 再開いたします。

それでは、先ほどの話ですけども、一応、出頭を求める証人としては、市長、それから奥村先生につきましては13日ということで、時間帯を決めさせていただくということでお願いしたいと思います。

それから、さらにあと2人の名前が出ましたけれども、この分につきましては、一応、1月5日に皆さんと会合を持ちたいと思います。その中で、一応、あと2名につきましても、予定が諮れるようであれば、また皆さんと共に発表し、決定していきたいなど、こんなふうに思うところでございます。

よろしいでしょうか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 福井高専の、入札の委員長もされていましたが奥村先生については、先ほど、この人もやっぱり今後呼ぶ証人だということで、お名前については議決したのは承知しているんですが、今、委員長が確認を求められたのは、1月13日の午前中に呼ぶということをもう委員会として議決したということをおっしゃってなるんですか。

○委員長（丹尾廣樹君） いや、違います。そこは未定だからということで、13日に……

○8番（帰山明朗君） 今後、13日に呼ぶことも視野に入れながら、日程調整を今後進めていって、また改めて、来年になると思いますけど、委員会なりで、またそれも含めて、質問項目も含めて議決するんだということをおっしゃっているということではないんですね。

○委員長（丹尾廣樹君） そうです。

それでは次に、協議事項の2に入りたいと思います……

○14番（木村愛子君） ごめんなさい。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員。

○14番（木村愛子君） 先ほど、委員長が2名、そのほかの2名というふうな、2名と2

名ということは4人ということなのかなと。それはどなたとどなたって、やっぱり委員長ですから、そんな名前を伏せずに。2名、2名と数字だけでおっしゃられても、この委員全員、6人が共通理解をしたのかなというのは、私自身もちょっと、どう考えればいいんだろうと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 分かりました。

出頭を求める証人にとということで、議題として挙げましたところで、佐々木市長と、それから高専の奥村先生の2名です。13日ということで。それから、あとの2名というのは、越前町議会の佐々木議員と本議会の福原議員の2名ということです。それで理解していただきましたでしょうか。

○14番（木村愛子君） はい、分かりました。

○委員長（丹尾廣樹君） お願いします。

（「よく分からない、どこが決まったんですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） だから、この後の2人、佐々木副議長と福原議員につきましては、5日の協議会までには、その内容をこちらのほうで一遍調整して、また決まった内容なりをそこで発表して、皆さんの決を採りたいなと思うところでございます。

分かりましたか。

○14番（木村愛子君） ごめんなさい。分からない。

要するに、今日、今、証人出頭要求提出を22日までに申しなさいというところで、佐々木一郎さんに関しても、福原さんにしても出ているわけですから、それを来年1月5日に検討するんですって、何を検討するの。

○委員長（丹尾廣樹君） 何を検討するというよりも、検討の内容というよりも、一応、このお二人の日程調整というか、そういったものも含めまして決めていきたいということです。本人さんに連絡して、こういうことということで決めていきたいということです。今、決めるべき証人喚問の内容について、1月5日に決めていきたいということです。決めるように持っていきたいということです。

木村委員。

○14番（木村愛子君） 今、こうやって資料として、私たち案というものをお出ししているけれども、このこと自体は1月5日に協議するということですか。朝、午前中、協議会の中で。

○委員長（丹尾廣樹君） そうですね。協議会とか、そういう部分については、委員会、協議会、そういった部分については、また明示させていただきますけれども、そういう中で、お話ししたいなと思っています。

いずれにしても、この1月13日につきましては、一応、堀田氏、三野氏、こういった部分との兼ね合いもございまして、さっき言いましたこのお二人を取りあえず決めたということで理解していただきたいなと思っています。

ただし、奥村先生につきましては、その日ですけれども、時間まではちょっと、そういった内容で1月5日に、また決定、これは採決しなきゃいかんということも思っ

おります。

分かりましたでしょうか。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 高専の奥村先生に関しては、一応13日を予定していますが、まだ未定やと、時間的なものは分からないと。欠席されるか、出席していただけるかも分からないということなんですね。

5日にまず、午前中、協議会かなというふうに思うんですけども、その協議会で決められたこと、委員会を開いて、やっぱりマスコミも来られると思いますので、そのときに決まったことを、しっかりとやっぱりしていただきたいと思いますし、先ほど挙げた2名に関しては、やっぱり5日にしっかりとまた協議していただきたいなというふうに思います。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは次に、協議事項2、その他に入ります。

何かございますでしょうか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 確認ですけれども、証人について、今、佐々木市長、もしくは奥村先生につきましても、今後、日程調整していくでしょう。記録について、もし求める必要があるんでしたら、併せて求めておく、もしくは確認しておく必要があると思いますので、その点についても協議が必要でしたら、このタイミングでしておくべきかと思えます。

○委員長（丹尾廣樹君） 委員の皆さんにちょっとお聞きいたしますけども、この際、記録を求めることについてございましたら、今、御発言を願いたいと思います。

記録を求める事項についてございましたら。特にないですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） また、その他の御意見か何か、ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにはないようですので、終結いたします。

それでは、これで本日の議事は全て終了となります。

以上で、第8回100条調査特別委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

閉会 午後2時49分